

地域で備えておきたいこと

災害時には、福祉避難所に頼れない場合もあり、地域防災拠点において引き続き、要援護者の支援にご協力いただく場合が想定されます。そのため、地域で備えておきたいことを確認しましょう。



本リーフレットを活用して、福祉避難所の役割と対象者を知る。



日頃から地域で検討している災害時の要援護者への対応を再度確認する。



必要に応じて災害時の要援護者への対応を見直す。

例えば、

- 要援護者が避難してくることを想定して、地域防災拠点の要援護者スペースの運用を確認する。
- 「災害時要援護者支援ガイド」を参考に、要援護者一人ひとりの状況に合わせた支援を確認する。
- 地域の要援護者の状況を把握するためにも、要援護者本人や家族等の支援者も参加できる避難訓練や地域防災拠点訓練を実施する。



「災害時要援護者支援ガイド」
はこちら

問合せ先（市外局番はいずれも「045」です。）

■ 制度に関するお問合せ 健康福祉局福祉保健課 電話番号:671-4056 FAX番号:664-3622

■ 各区の福祉避難所に関するお問合せ（各区高齢・障害支援課）

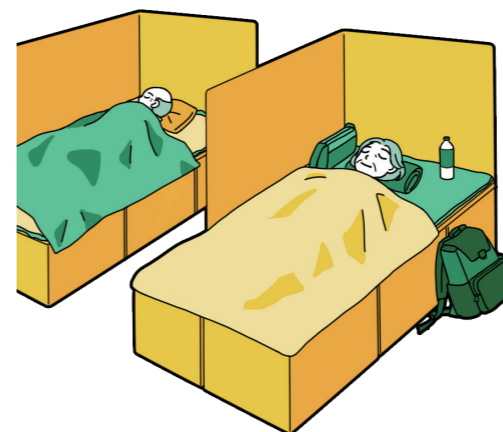
区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号
鶴見	510-1770	510-1897	保土ヶ谷	334-6381	331-6550	青葉	978-2444	978-2427
神奈川	411-7097	324-3702	旭	954-6115	955-2675	都筑	948-2301	948-2490
西	320-8493	290-3422	磯子	750-2490	750-2540	戸塚	866-8429	881-1755
中	224-8161	224-8159	金沢	788-7868	786-8872	栄	894-8539	893-3083
南	341-1136	341-1144	港北	540-2317	540-2396	泉	800-2430	800-2513
港南	847-8454	845-9809	緑	930-2315	930-2310	瀬谷	367-5717	364-2346

地域防災拠点の運営に携わる人に

福祉避難所の

知ってほしいこと

～地域の協力が必要となることがあります～



令和8年3月 横浜市健康福祉局福祉保健課  横浜市

福祉避難所の知ってほしいこと

1.福祉避難所とは？

地域防災拠点に避難された人のうち、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された人を受け入れるための二次的な避難所です。**(直接避難はできません。)**

高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設等を福祉避難所として指定しており、区役所の要請により開設します。

2.福祉避難所に避難できる人

高齢者や障害児・者、妊産婦などの要援護者のうち、区役所から派遣される保健師等の専門職により福祉避難所への避難が必要と判断された人が対象※となります。

※対象となった人でも福祉避難所の開設状況によっては避難できない場合があります。

要援護者の例

- 認知症など支援の必要な高齢者
- 身体障害のある人(肢体・聴覚・視覚・内部障害など)
- 知的障害のある人
- 発達障害のある人(自閉症など)
- 精神障害のある人
- 乳幼児、妊産婦 など

3.福祉避難所への避難の流れ

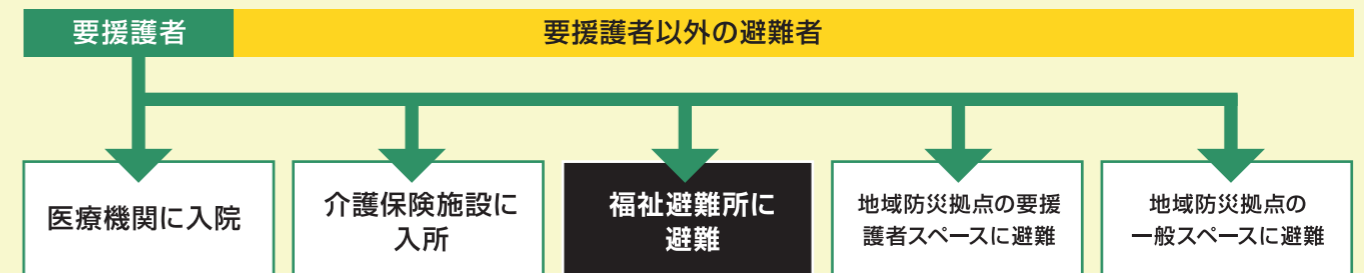


※時期は目安です。建物や施設職員の被災状況等により、開設時期が変わる場合や開設自体難しい場合があります。
※母子専用型福祉避難所については運用が異なる場合があります。

受入人数に限りがあるため状況に応じた支援を行います

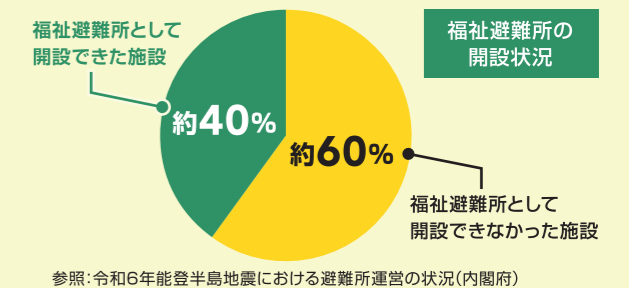
福祉避難所に避難できるのは地域防災拠点に避難している要援護者のうち、より支援の必要性が高いと区役所が判断した人です。引き続き地域防災拠点で避難生活を送る要援護者もいます。

[地域防災拠点の避難者]



被災状況により開設できない場合があります

令和6年1月に発生した能登半島地震では、建物や設備の被害や人員不足などにより、福祉避難所として開設できた施設は、想定約4割でした。福祉避難所は施設職員の協力により開設・運営されるため、被害状況によっては、福祉避難所として開設できない場合があります。



開設には一定の時間が必要です

福祉避難所は施設職員の協力により開設されます。発災時には、まず、普段からの施設利用者の安全確保及び施設の安全確認を行うため、開設には時間がかかります。



※時期は目安です。建物や職員の被災状況等により、開設時期が変わる場合や開設自体難しい場合があります。

発災時の要援護者対応は福祉避難所だけでなく、地域の皆様の協力が必要となる場合があります。